

件名

金融商品取引法施行令第七条第五項第二号の規定に基づき電子情報処理組織を指定する件の一部を改正する件

○金融庁告示第 号

金融商品取引法施行令（昭和四十年政令第三百二十一号）第七条第五項第二号の規定に基づき、金融商品取引法施行令第七条第五項第二号の規定に基づき電子情報処理組織を指定する件（平成二十四年金融庁告示第七十五号）の一部を次のように改正する。

令和八年 月 日

金融庁長官 伊藤 豊

次の表により、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分（連続する他の規定と記号により一括して掲げる規定にあつては、その標記部分に係る記載）に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削る。

|   |  |
|---|--|
| 改 正 後   | 改 正 前  |
| <p>金融商品取引法施行令第七条第五項第二号に規定する金融庁長官の指定する電子情報処理組織は、次に掲げるものとする。</p> <p>一 「略」</p> <p>「号を削る。」</p> <p>二・三 「略」</p> | <p>「同上」</p> <p>一 「同上」</p> <p>二 C b o e ジャパン株式会社が、金融商品取引法第二条第八項第十号に掲げる行為に係る業務において使用する電子情報処理組織（C b o e A l p h a 及び C b o e S e l e c t に係るものに限る。）</p> <p>三・四 「同上」</p> |
| <p>備考 表中の「」の記載は注記である。</p>   |  |